

許可番号 20643000046

解体業許可証

住 所 名古屋市港区十一屋二丁目135番地

氏 名 株式会社松山商店
代表取締役 金沢 秀男 様
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第1項の許可を受けた者であることを証する。

名古屋市長 河村 たかし



許可の年月日 令和 2年 3月 31日

許可の有効年月日 令和 6年 9月 30日

1. 許可の更新の状況

平成16年10月 1日 新規許可
平成21年10月 1日 更新許可
平成26年10月15日 更新許可
令和 2年 3月31日 更新許可
以下余白

2. 別に受けた許可に係る許可証の提出の有無 有・無



名古屋市港区十一屋二丁目135番地
株式会社松山商店
代表取締役 金沢 秀男 様

令和元年9月25日付けで申請のありました解体業については、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第60条第1項の規定により、許可します。

令和2年3月31日

名古屋市長 河村 たかし



1 許可の年月日	令和 2年 3月31日
2 許可の有効年月日	令和 6年 9月30日
3 許可番号	20643000046
4 事業所の名称及び所在地	株式会社松山商店 解体工場 名古屋市港区十一屋一丁目7番地
5 事業の用に供する施設の概要	使用済自動車の保管場所 面 積 200m ² 保管量の上限 10台 解体自動車の保管場所 面 積 60m ² 保管量の上限 12台 解体作業場 面 積 100m ²
6 解体業を行う事業所以外の積替え又は保管施設の概要	なし
7 許可の条件	なし

備考

- この許可について不服があるときは、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、この許可があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この許可について不服があるときは、この許可があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、許可の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

(環境局事業部廃棄物指導課)